

# ボーナスカット共同本人訴訟（Ⅰ）控訴審 大阪高等裁判所の不当判決糾弾！ この間の成果を更に広げていこう！！

9月28日、大阪高等裁判所はボーナスカット共同本人訴訟（Ⅰ）控訴審（山口さん、田川さん、島津さん、渡邊さん控訴審裁判）に対して「本件控訴をいずれも棄却する」という不当判決を下しました。

私たちは、この不当判決を怒りをもって糾弾する。

大阪高等裁判所は、管理者の証言と管理者がパソコンに入力した基となった手控えの存在性を認め、原告が「勤務成績が良好でない者」に該当したと認定しました。

管理者の作業点検は、本人と管理者の1対1の対応であり、全ての管理者がパソコンに入力した記録の基となった手控えについて「パソコンに入力した後、直ぐに自分の判断でシュレッダーをした」と口を揃えるなど管理者が自由に非違行為をねつ造できる状況にあります。

## 一部、管理者も注意指導を間違うことがあると認める！

大阪高等裁判所は判決の中で、管理者が「点検の箇所を誤解したまま、控訴人渡邊に対して誤った注意をした可能性が否定できない。」と管理者も注意指導を間違うことがあると認めています。にもかかわらずパソコンに入力した記録は「本件非違行為が実際になされた結果である」と大阪地方裁判所の判決を認める不当判決を言い渡したのです。

ボーナスカット共同本人訴訟（Ⅰ）の裁判は、不当なボーナスカットを無くしていくために労働審判、そして竹本さん本人訴訟、前田さん本人訴訟と継続して闘ってきた本人訴訟であり、分会の仲間、分会プロジェクトの仲間とその成果を広げ不当なボーナスカットを激減させてきました。裁判の中でデタラメな非違行為を報告した全ての管理者を証言台に立たせて尋問を行い、職場の中に管理者証言の矛盾点や不当性を広げてきた結果です。組合員のみなさん！

現在闘っている「ボーナスカット共同本人訴訟（Ⅱ）」「欠勤損賠本人訴訟」とともに職場の強権的な労務管理を粉砕していくために更に奮闘していきましょう！